

労働契約法20条裁判の勝利に向けた特別決議

郵政の職場で働く非正規労働者は不合理な格差のもとで働いている。

労働契約法20条では同一の使用者と労働契約を結んでいる有期契約労働者と無期契約労働者との間で不合理な格差を禁止している。この法律に基づき2014年に郵政ユニオンの非正規組合員が原告となり、東京・大阪両地裁で裁判に立ち上がった。

両地裁での勝利判決に続き、昨年12月の東京高裁、今年1月の大阪高裁では地裁を上回る判決を勝ち取った。

今回の勝利判決は郵政のみならず、全国で働く2000万人を超える非正規労働者を大きく励ました。

私たちは、裁判で勝ち得た成果を広く郵政非正規労働者に広げていくために、不法行為と認められた手当と休暇の損害賠償請求を求めるたたかいに立ち上がった。不合理な格差で奪われた過去分の手当を取り戻し、権利と尊厳を回復するために郵政ユニオン組合員自らが踏みだすたたかいに全力をあげていく。

そして最高裁では、大阪高裁で棄却された扶養手当を取り戻し、雇用期間の差異による不当な判断を覆し、正規社員と10倍もの格差がある賞与の獲得を始めすべての請求項目において勝利判決を勝ち取ろう。

全国でたたかわれているメトロコマース・大阪医科大など他の20条裁判と連帯するとともに、この裁判が真の働き方改革につながることを確信し、均等待遇を勝ち取っていくたたかいの先頭に立ち、郵政ユニオンは全力を尽くすことをここに決議する。

2019年7月5日

郵政産業労働者ユニオン

第8回定期全国大会